

2018年度(秋学期) 「慶應義塾東日本大震災被災塾生特別奨学金」募集要項

以下の要領により申請してください。採用の可否および給付金額は、被災状況や家計状況に係る申請書類に基づいて、審査のうえ決定します。

1. 対象となる被災地域 原則として、東日本大震災における災害救助法が適用された地域

<http://www.gakuj.keio.ac.jp/life/shogaku/3946mc00000djpv.html>

2. 経済的な支援の内容

給付金額は、2018年度の学費(※1)の範囲内とします。

奨学金は、今年度学費に充当してください。なお、秋学期学費を指定された期日までに納入することが難しい方は、別途「授業料等延納申請書」を提出してください(11月15日(木)締切)。

(※1)学費とは、慶應義塾に直接納付するものをいい、入学金、在籍料、在籍基本料、授業料、施設設備費、学習指導資料費、実験実習費、体育実習費、情報ネットワーク登録・利用料、その他(代理徴収費用等)があります。ただし、慶應義塾が代理徴収する費用は、本奨学金が支援する学費の範囲に含みません。

3. 給付期間・支給方法

給付期間は、1年間とします。

学生本人名義の口座へ決定した奨学金額を一括で振り込みいたします。

4. 申請資格

以下(1)~(3)のすべての条件を満たしている者

- (1)2018年度在学学生(原級に留まっている者も可。休学中または留学中、および入学から標準修業年限を超えている者(休学期間・留学期間は除く)は不可)
- (2)家計支持者もしくは学費負担者である学生本人が、「1.対象となる被災地域」に居住していること
- (3)次のいずれかの被災状況にある者

区分	被災状況
①	保証人(家計支持者)の死亡等
②	家屋(住家、住居)の全壊(焼)・大規模半壊 (注1)
③	家屋(住家、住居)の半壊(焼) (注1)
④	福島第一原子力発電所事故のため避難区域に指定を受けている場合 (注2)

(注1) 家屋(住家、住居)以外の、非住家、物品、事業所の罹災は対象となりません。

罹災証明書に記載される「罹災世帯の構成員」に家計支持者または本人が含まれる場合に限りです。

(注2) 2012年3月31日現在で、警戒区域、計画的避難区域に指定されていた地域が対象となります。

*2011年度~2017年度の「慶應義塾東日本大震災被災塾生特別奨学金」および入学センターが実施した「特別措置」を受給した者も、本年度の申請は可能です。

5. 提出書類

奨学金案内を参照のこと。(1)~(4)、(9)は奨学金案内巻末所定書式を使用。

- (1) 申請票
- (2) 学内の奨学金および民間団体・地方公共団体チェックリスト
- (3) 2018年度奨学金申請書
- (4) 選考シート
- (5) 平成30年度(平成29年分)の所得証明書(市区町村発行)
- (6) 収入・世帯事情に関する必要書類

- (7) 成績関係書類
 (8) 学生本人名義の、通帳見開きページのコピー
 (9) 志望理由書(奨学金案内巻末の作文用紙(㊞)に800字以内、ワープロ不可)
 (10) 学習計画書 ※留年中の者(過去に進級判定で成績不良により「原級」となり、未だその学年に留まっている者)のみ「志望理由書」とは別に卒業(修了)に向けた学習計画を説明してください。
 (原級となった理由、改善が必要な点、今後の学習計画、将来の目標など。)
 様式は、<http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/shogaku/index.html> よりダウンロード
 (11) 被災の状況に応じ、以下の書類を提出してください。

*選考の過程において、以下に記載されたもの以外の書類を求めることがあります。

区分	被災状況	添付書類
①	保証人(家計支持者)の死亡等	死亡診断書等、またはこのことを明らかにした書類 (公的機関によって証明された文書)
②	家屋(住家、住居)の全壊(焼)・大規模半壊	罹災証明書(原本) 全壊もしくは大規模半壊と記載あるもの (注1)
③	家屋(住家、住居)の半壊(焼)	罹災証明書(原本) 半壊記載あるもの (注1)
④	福島第一原子力発電所事故のため避難区域に指定を受けている場合	罹災証明書(原本)、またはこのことを明らかにした書類(当該自治体が発行した、もしくは、公的機関によって証明された状況を明らかにした文書)

(注1) 罹災証明書は、自治体等が発行したもの。罹災世帯の構成員に家計支持者または本人が含まれるもの。
 家屋(住家、住居)以外の、非住家、物品、事業所の罹災は対象となりません。

* 塾生サイト : 奨学制度ホームページ <http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/shogaku/index.html>

6. 申請期間 2018年11月下旬

* 詳細は在籍するキャンパスの掲示、募集要項で確認してください。

7. 受付場所 在籍するキャンパスの奨学金担当窓口

8. その他

- ・審査においては被災状況と併せて家計状況を考慮します。
- ・罹災証明書は過去に入学センター実施の特別措置や本奨学金申請時に提出済であっても、必ず提出が必要です。
- ・他の目的で利用しなければならないことを理由に「罹災証明書(原本)」の提出が難しい場合には、原本と原本のコピーを用意した上で、申請時に申し出てください。窓口担当者が原本とコピーに内容の相違がないことを確認後、原本はお返します。

9. 採否結果通知

12月下旬頃、在籍するキャンパスの掲示ならびに学生本人へ郵送にて通知する予定です。

「慶應義塾東日本大震災被災塾生特別奨学金」は、東日本大震災にて被災し、経済的に学業の継続が困難になった塾生を支援することに賛同いただいた、三田会(同窓会)・団体、塾員、塾生の保証人、篤志家および義塾教職員等からの寄付により運営されています。